

# 特定非営利活動法人札幌歩こう会定款

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人札幌歩こう会（以下「札幌歩会」という。）という。

### (事 務 所)

第 2 条 札幌歩会は、事務所を札幌市中央区 に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目 的)

第 3 条 札幌歩会は、一般の人々に対して、歩こう運動に関する啓発及び研修、健康増進、環境保全等の事業を行い、広く自然に親しみながら心身の健康、環境の美化等を図り、もって健康で明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第 4 条 札幌歩会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、福祉の増進を図る活動
- (2) 文化、芸術、スポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

### (事 業)

第 5 条 札幌歩会は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 歩こう運動の実践、啓発及び研修に関する事業
- (2) 健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 歩こう運動によるスポーツの振興に関する事業
- (4) 自然保護、環境美化等の環境保全に関する事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

### (種 別)

第 6 条 札幌歩会の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 札幌歩会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 名誉会員 札幌歩会の発展に特に功労のあった者で、理事会の推薦により総会において承認された者

### (入 会)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 札歩会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役 員 等

(種別及び定数)

第13条 札歩会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上30人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選 任 等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。✓

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又は札歩会の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、札歩会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、札歩会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 札歩会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、札歩会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は札歩会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第20条 札歩会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、札歩会の運営に特に必要な学識経験者で、理事会において承認された者とする。

3 相談役は、札歩会の運営発展に長年に亘り顕著な功績のあった者で、理事会において承認された者とする。

(職 員)

第21条 札歩会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総 会

(種 別)

第22条 札歩会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第28条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議 事 録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

(構 成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議 事 録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 審議の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 札歩会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第41条 札歩会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 札歩会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 札歩会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 札歩会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 札歩会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 札歩会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 札歩会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により札歩会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 札歩会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で選定した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 札歩会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 指導者部会

(部会の設置)

第54条 本会にウォーキング指導者部会を設置する。

(目的)

第55条 ウォーキング指導者部会は、指導者の資質の向上を図り、相互の連携により本会の目的達成に必要な活動を行う。

(組織・運営)

第56条 部会は、札歩会に属する日本ウォーキング協会指導者をもって組織する。

2 運営は部会において定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 札歩会の公告は、札歩会の掲示場に掲示するとともに、北海道新聞に掲載して行う。

## 第11章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定め



る。

## 附 則

1 この定款は、札歩会の成立の日から施行する。

2 札歩会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 齋藤 雍郎

副理事長 山川 友枝

副理事長 森寛 速雄

理事 酒井 彰

理事 宮西 善吉

理事 桂 紀久

理事 山本 亨

理事 目黒 孝

理事 大島 千代

理事 佐藤 博一

理事 小玉 良成

理事 川田 悟示

理事 山下 英子

理事 鈴木 智明

監事 矢向 重隆

監事 小路 勉

理事 久保田 光雄

理事 小出 弘之

理事 石尾 和禮

理事 秋浜 聰昌

理事 泉 章次

理事 山内 勲

理事 植田 光春

理事 新関 英男

理事 松野 正勝

理事 松田 康夫

3 札歩会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

4 札歩会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 札歩会の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

6 札歩会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 1,000円

(2) 年会費 3,000円

7 この定款は、平成13年5月6日から施行する。

8 この定款は、平成15年3月26日から施行する。

9 この定款は、平成15年8月6日から施行する。

10 この定款は、平成16年7月27日から施行する。

11 この定款は、平成23年4月29日から施行する。

12 この定款は、平成23年11月4日から施行する。

13 この定款は、平成24年 月 日から施行する。